

芝地区総合支所区民課

## 議案第7号 港区印鑑条例の一部を改正する条例について

区民が窓口において印鑑登録証明書を取得する際、印鑑登録証の提示を要せず、マイナンバーカードを使用して印鑑登録証明書を取得できるようにするため、港区印鑑条例（昭和50年港区条例第14号）の一部を次のとおり改正します。

### 1 改正内容

区は窓口において印鑑登録証を提示した者に対してのみ、印鑑登録証明書を交付することとしていますが、印鑑登録者がマイナンバーカードを提示し、住民基本台帳用暗証番号を入力して申請する場合には、印鑑登録証の提示を要せず印鑑登録証明書を取得できるよう規定を整備します。

### 2 背景及び改正理由

マイナンバーカードは、コンビニでの各種証明書の取得や電子申請等に利用できますが、国はデジタル社会を推進するため、さらなるマイナンバーカードの利活用を進めています。

このため、区においても、区民サービス向上とマイナンバーカードの利活用を推進するため、窓口において、マイナンバーカードの提示と暗証番号の入力により本人確認を行うことで、印鑑登録証明書を取得できるようにするものです。

### 3 施行期日

令和4年4月1日

港区印鑑条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(印鑑登録証明の申請)</p> <p>第十八条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの方法によつて印鑑登録証明書の交付を申請する場合は、印鑑登録証の提示を要しないものとする。</p> <p>一 港区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成二十九年港区条例第二十四号)第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法</p> <p>二 個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)を用いて、区長が指定する電子計算機(入出力装置を含む。)に自ら暗証番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特</p>	<p>(前略)</p> <p>(印鑑登録証明の申請)</p> <p>第十八条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、港区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成二十九年港区条例第二十四号)次条第二項において「情報通信技術利用条例」という。)第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して印鑑登録証明書の交付を申請する場合は、印鑑登録証の提示を要しないものとする。</p>

定個人情報提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号）第三十三条第一項に規定する暗証番号をいう。）を入力する方法

（印鑑登録証明の制限）

第十九条 区長は、前条第一項の規定による申請に際し、印鑑登録証を提示した者に対してのみ、印鑑登録証明書を直接に交付するものとする。

2 区長は、前条第二項に規定する方法による印鑑登録証明書の交付の申請があつた場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法によつてのみ、印鑑登録証明書を交付するものとする。

- 一 前条第二項第一号に掲げる方法による申請があつた場合 当該申請をした印鑑登録者の住所へ郵送することにより交付する方法
- 二 前条第二項第二号に掲げる方法による申請があつた場合 当該申請をした印鑑登録者に対して直接に交付する方法

（多機能端末機による印鑑登録証明の申請等）

第二十条 前二条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カードを使用して多機能端末機（区の電子情報処理組織と通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書の自動交付を行う機能を有するものをいう。以下同じ。）に自ら暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けられることができる。

（印鑑登録証明の制限）

第十九条 区長は、前条第一項の規定による申請に際し、印鑑登録証を提示した者に対してのみ、印鑑登録証明書を交付するものとする。

2 区長は、情報通信技術利用条例第三条第一項の規定による電子情報処理組織を使用した印鑑登録証明書の交付の申請があつたときは、当該申請をした印鑑登録者の住所への郵送によつてのみ、印鑑登録証明書を交付するものとする。

（多機能端末機による印鑑登録証明の申請等）

第二十条 前二条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項の個人番号カードをいう。）を使用して多機能端末機（区の電子情報処理組織と通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書の自動交付を行う機能を有するものをいう。以下同じ。）に自ら暗

2  
(略)

(後略)

付則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

2  
(略)

証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

(後略)